主 文 原判決を破棄する。 本件公訴を棄却する。 理 由

弁護人水戸野百治の控訴趣意は同弁護人提出の控訴趣意書記載のとおりであり、 被告人の控訴趣意は同人提出の控訴趣意書及び控訴追加趣意書記載のとおりであ る。

はないから、これを以て被告人に対する通告と見ることはできない。しからば、本件犯則事犯については被告人に対し適法なる通告処分がないから、被告人に対し更めて通告を為し、その不履行の場合税務署長の告発をまつて公訴を提起すべきものであつて、本件公訴提起手続は法律に違背し無効であるから、これを棄却すべきものである。しかるに原判決がこれを看過し被告人に対し有罪の判決をしたのは不法に公訴を受理した違法あるものであつて破棄を免れない。論旨は理由がある。

よつて弁護人及び被告人の爾余の論旨に対する判断はこれを省略し、刑事訴訟法第三百九十七条第三百七十八条第二号により原判決を破棄し同法第四百条但書により更に判決することとし、本件公訴提起の手続は叙上説示のとおり無効であるから、同法第四百四条第三百三十八条第四号により本件公訴を棄却すべきものとし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 熊谷直之助 判事 笠井寅雄 判事 松永信和)